

2-28-17

国王尚敬の、進貢のため都通事鄭師谷等に付した符文

(乾隆十一《一七四六》、十一、十六)

琉球国中山王尚(敬)、進貢する事の為にす。

切照するに、倭国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一貢すること、欽遵して案に在り。査するに、乾隆十一年は乃ち進貢の期に当たれば、特に耳目官毛允仁・正義大夫梁珍・都通事鄭師谷等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、兩船に分載す。一船は礼字第四十七号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第四十八号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に符文を給発し、以て通行するに便ならしむべし。今、王府、礼字第四十六号の半印勘合符文を給し、都通事鄭師谷等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実^もに遇えば、即便に放行し、留難して遅候するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者な

り。

計開す、京に赴く

正使耳目官一員 毛允仁 人伴一十二名

副使正義大夫一員 梁珍 人伴一十二名

都通事一員 鄭師谷 人伴七名

在船都通事二員 金鑑 人伴八名
① 蔡坦

在船使者四員 楊禔 毛廷器 人伴一十六名
伊世奇 ② 全世瑚

存留通事一員 金安 人伴六名
③

在船通事一員 毛世定 人伴四名

管船火長・直庫四名 ④ 鄭維翰 馬利航
⑤ 鄭鴻功 垣克順

水梢共に一百二十名

右の符文は都通事鄭師谷等に付し、此れを准す

乾隆十一年(一七四六)十一月十六日 給す

注(1) 蔡坦 乾隆十一年の在船都通事。『宝案』では康熙五十五年の管

船夥長(卷八)として名がみえる。

(2) 全世瑚 乾隆十一年の在船使者。

(3) 金安 安次嶺里之子親雲上。乾隆十一年の存留通事。この時の進貢船は帰国時に五虎門を出たあと颶風に遇い、いったん福州へ戻り、十四年五月に帰国した(『家譜(二)』八七二頁、林大模の譜)。『宝案』では十八年の都通事(卷三四)として名がみえる。

(4) 鄭維翰 康熙五十六(乾隆四十九年(一七一一)八四)。久米村

系鄭氏六世（与儀家）。与儀通事親雲上。乾隆十一年に管船夥長（総管）となり福建に渡る。十三年に読書習礼のために再度福建に渡り、翌年帰国。四十三年に在船都通事、四十八年に接貢の在船都通事となり、福建で病死した（『家譜（二）』六八〇頁）。

（5）鄭鴻功 康熙五十一年（一七一二）六十七。久米村系鄭氏六世（真米里家）。久高親雲上。乾隆十一年に管船夥長（総管）、十三年に読書習礼のために福建に渡り、十五年に帰国。十八年に都通事となる（『家譜（二）』六八八頁）。

2-28-18

国王尚敬の、進貢のため存留通事金安等に付した執照（頭号船）（乾隆十一《一七四六》、十一、十六）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。茲に乾隆十一年の貢期に当たれば、特に耳目官毛允仁・正議大夫梁珍・都通事鄭師谷等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第四十七号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第四十八号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣

布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所拠の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行するに便ならしむべし。今、王府、礼字第四十七号の半印勘合執照を給し、存留通事金安等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す、京に赴く

正使耳目官一員	毛允仁	人伴一十二名
副使正議大夫一員	梁珍	人伴一十二名
都通事一員	鄭師谷	人伴七名
在船都通事一員	金鑑	人伴四名
在船使者二員	楊禔 毛廷器	人伴八名
存留通事一員	金安	人伴六名
管船火長・直庫二名	鄭維翰	馬利航
水梢共に五十九名		

右の執照は存留通事金安等に付し、此れを准ず
乾隆十一年（一七四六）十一月十六日 給す